

印紙税、不動産取得税、固定資産税等その他税金の課税関係

公益法人におけるその他の課税関係について概説する。

(ポイント)

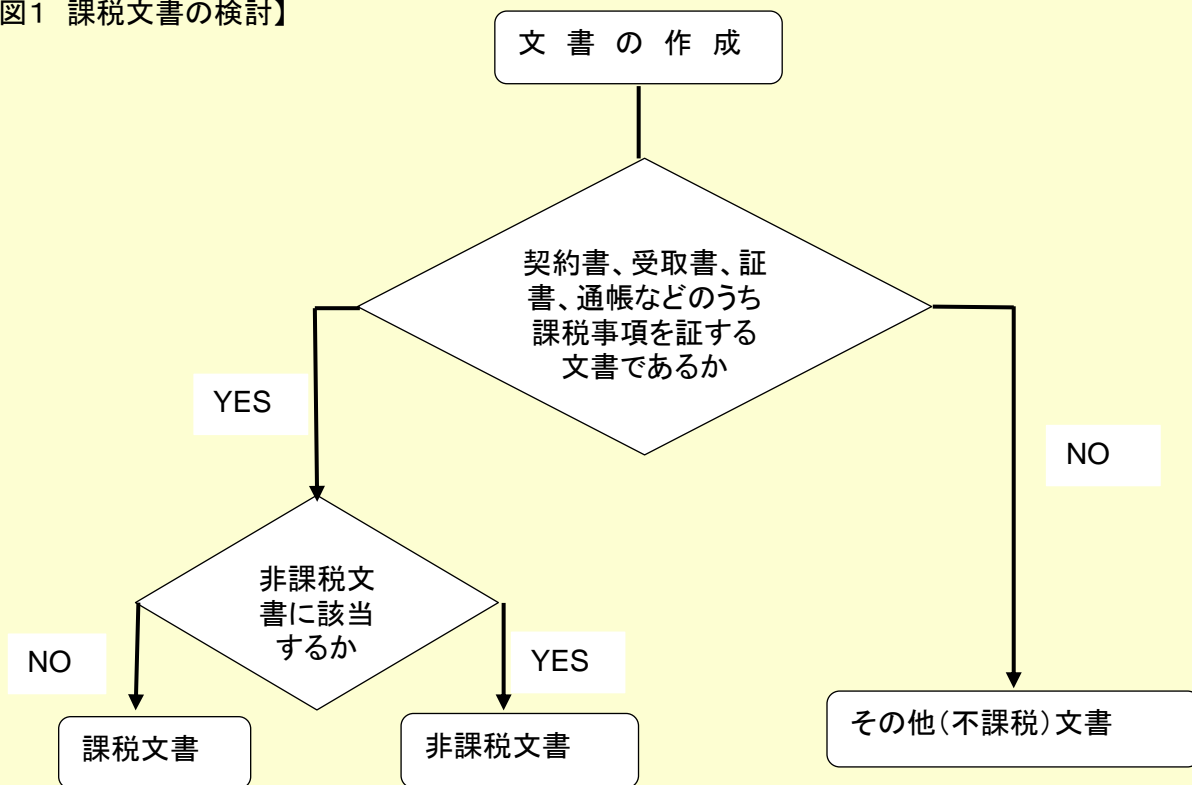
○公益法人の印紙税、固定資産税等その他の税金における税制措置

1. 印紙税の取扱い

印紙税は、印紙税法で定められている課税文書について課税される。公益社団・財団法人は公益目的事業を行うことを主たる目的とし、営利を目的とする法人ではないことから、その作成する金銭または有価証券の受取書は、収益事業に関して作成するものであっても営業に関しない受取書に該当することとなり、印紙税は非課税となる。

印紙税の課税標準となる金額は原則として「消費税込」の金額とされているが、消費税額が「区分記載」されている場合には、消費税抜の本体価格を課税標準とすることが認められている。

【図1 課税文書の検討】



(裏面に続く)



印紙税、不動産取得税、固定資産税等その他税金の課税関係

2. 不動産取得税、固定資産税の取扱い

固定資産税および都市計画税については、公益社団法人又は公益財団法人で「学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの」など一定のものについては、非課税の措置がとられている。

不動産取得税も固定資産税とおおむね同様の内容で非課税とされている。

3. 事業所税の取扱い

事業所税についても、法人税の対応に連動して、公益法人については公益目的事業を収益事業の範囲から除外した上で、収益事業以外の事業に対しては非課税とし、一般法人のうち非営利型に該当するものは収益事業以外の事業に対しては非課税とされる。

4. 登録免許税

公益認定またはその取消しの際の名称の変更登記および公益法人に係る役員の変更登記等については非課税となる。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<監事監査報告書>

公益法人等の多くは3月決算で、決算業務も大詰めになっている法人も多いことと思われる。決算業務においては、決算の確定後、計算関係書類、事業報告及びその附属明細書の作成がなされ、理事等の確認の上、監事が監事監査を実施し、監査報告書を代表理事に提出される。

会計監査人が設置されていない法人における監事報告書には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則に次に掲げる事項の内容を記載する必要があることが規定されている。

- ①監事の監査の方法及びその内容
- ②計算関係書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該一般社団法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ④当該一般社団法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- ⑤監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑥追記情報
- ⑦監査報告を作成した日

このため、監事が上記の意見表明を行うに必要な手続きを実施し、意見を表明できる体制を維持していく必要がある。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。